

神奈川施保連ニュースVOL.71



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集同上広報部会 HP: <http://w01.tp1.jp/~a368318200/>
発行所 同上事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方

神奈川施保連学習会

65歳問題って何なの？

講師：神奈川施保連副会長 嶋田芳樹

5月22日(日)海老名市文化会館で『障害のある人が65歳になると、「障害福祉サービス」ではなく、「介護保険サービス」が適用される』ことについて、具体的にどのようなことなのかについて学習しました。

65歳問題とは

現在、障害福祉サービスを利用していらっしゃる方が65歳になったとき、入所施設を利用している方は、介護保険に加入することなく、引き続き「障害福祉サービス」が受けられることになっていきます。

しかし、グループホームや自宅にいる方は、介護保険に加入し「介護保険サービス」を受けようになり

ます。ただしその場合、介護保険サービスでは、それまでの障害福祉サービスで受けていたサービスと同じよう

なものを受けられなくなる、と言う大きな問題があります。そこでまず、両方のサービスを大項目で比較してみますと、次のようになっています。

【障害福祉サービス】
介護給付・訓練等給付・自立支援医療・地域生活支援・補装具

【介護保険サービス】
在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス

これを見ますと、障害福祉サービスの方が、範囲が広いことがわかります。

なぜこのような違いが生じるのかと言いますと、次のような目的の違いがあるからです。

◆介護保険の「自立」とは、介護保険を利用することにより、日常生活における動作の機能回復を図り、できるだけ「介護なしで、一人で生活できるようにする」ことを目的としています。

◆他方、障害福祉の「自立」とは、公的介助を利用して「障害者が自から主体的に社会参加し、生活を営み、他の人と平等に生きること」を目的としています。

厚労省の介護保険適用に関する市町村への指導内容

◆市町村において、65歳になった申請者から、障害福祉サービスの継続利用の申請があった時は、その具体的な内容(利用意向)を聞き取りにより把握したうえで、申請者が必要としている支援内容を、介護保険サ

ビスで受けることが可能かどうか、適切に判断するものと。"となつていきます。

◆そして、引き続き障害福祉サービスが受けられる場合について、4つのケースが示されています。

利用者65歳になったとき、市町村から介護保険を適用するという話しが来たときは、どのように対応すべきか。

これについては、市町村の担当者には次の点について、納得のいく説明を求める必要があると考えます。

①介護保険を適用する理由・根拠はどこにあるのか。本人の障害の状態を考慮せず、65歳という年齢だけで機械的に判断しているのではないか。

②今回の決定について、厚生労働省の指導内容との整合性については、どのように考えているのか。

③介護保険が適用された場合、利用者の障害の程度・態様からして、必要とするサービスが受けられなくなるが、その点についてはどのように考えているのか。

介護保険サービスを受けけるには

申請者が市町村に介護保険の「要介護認定」の申請をすることになりませんが、認定を行う手続きは、「障害支援区分」の場合とはほぼ同じです。

自己負担について

◆障害福祉サービスでは一般的に、知的障害のある人は、自己負担はゼロです。

それ以外の方は、所得に応じての4区分となっています。なお、1ヵ月のサービス利用量にかかわらず、これ以上の負担はありません。

◆介護保険サービスでは

①介護保険料+サービス利用料(自己負担10%)
+入所施設利用の場合は
室料・食費等がかかり
ます。
②介護保険料は市町村ごとに決められますが、所

得が多くなるにしたがって高くなるようになっていきます。

これについては3年ごとに見直されますが、現在は平成27年度～29年度の額が適用されています。
③毎月の負担額は、特別養護老人ホームの場合は5万円～13万円程度。
一方、横浜市内の有料ホーム場合は8万円～50万円以上に加えて、入居時に一時金が必要な施設もあります。

◆介護保険の年間保険料
厚木の場合を例にとると、知的障害のある人の年間保険料は通常26,730円です。

65歳問題の今後

障害福祉予算の平成22年度以降における対前年度伸び率を見ると、平均7.6%になっています。

そのため財務省は、制度の持続可能性を確保す

るため、財源・利用者負担の在り方などについて見直しが必要とされています。

また、厚生労働省は次の3年後の見直し(平成30年度末)に向けて、障害者福祉サービスと介護保険サービスの統合を意図して、すでにそれに関する動きがはじめています。

両サービスが単純に統合された場合の問題点

①現在の障害者入所施設の性格・位置づけを介護保険施設に変更するのか、もし変更した場合、施設設備・職員体制についてはどうするのか。

②障害福祉サービスと介護保険サービスとは、メニューに違いがあるため介護保険サービスを見直さないと、場合によっては利用者が受けられなくなるサービスが出てくる恐れがあるがどうする

のか。

③上記①とも関連するが、利用者の高齢化・病弱化によって、特別養護老人ホームへの入所が必要になった場合、現在の入所待機者の状況からしてそれに対応できるのか。

④利用者負担が大幅に増えるが、その点どのようにするのか。

介護保険給付基準の改正

現在、社会保障審議会では「要介護1・2の人が利用している日常生活を支援するサービスは、全額利用者負担とする」ことにし、2017年の通常国会での法改正を目指して、議論しています。

これは昨年9月、財務省から「介護保険給付については、要介護3以上に重点化すべきである」という求めがあったことに対応するものですが、利用者の負担増に加えて、次のような懸念が指摘さ

れています。

①一人暮らしの場合、自宅で暮らせなくなるケースが激増するのではない

か。
②重度障害者が施設に入られない場合、介護にあたっては家族が、介護離職せざるを得なくなるケースが出てくるのではない

学習会を終えて

65歳問題は、障害福祉サービスの必要とする費用の抑制を意図したものであり、利用者の生活は厳しさを増す一方と言えます。

この勉強会は身につまされる内容であるとともに、知的障害のある人の高齢化に伴う厳しい現実が懸念される中で、家族が的確な情報入手し対応することが必要である、ということを知ることができて大変有意義でした。